

「半導体関連人材育成」 P R 動画制作業務 仕様書

1 委託業務名

「半導体関連人材育成」 P R 動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 5 日まで

3 目的

半導体関連人材育成拠点としての水俣市の活動及び水俣高校の半導体に関する取組等を P R することで、水俣市民の半導体に関する意識の向上や理解促進を図る。併せて、本市や近隣市町村を中心とする市外に対しても水俣市や水俣高校の魅力を発信することで水俣高校への進学者数の増加を目指し、本市が掲げるビジョンの一つである「選ばれる水俣」に寄与することを目的とする。

- 水俣高校の半導体情報科の取組の紹介及び水俣市の半導体人材育成の取組の紹介並びに、半導体について紹介する映像を制作する。
- 映像は水俣市及び水俣高校の魅力を P R できるものとし、YouTubeや各種ホームページ、SNS への掲載、オンラインセミナーなどで発信する。
- 映像による水俣市の魅力発信により半導体関連人材の育成に寄与し「選ばれる水俣」を実現する。

4 映像の内容

下記内容を踏まえ本市との協議により取材先等を選定し撮影を行い、映像を制作すること。

（1）下記テーマ（予定）に沿った内容で、①から③のそれぞれの動画（各 1 分～5 分程度を予定）3 本、①から③を統合した動画 1 本、①と②及び①と③を統合した動画それぞれ 1 本ずつ、①のダイジェスト版（1 分程度）1 本、①のショート動画（1 5 秒）を各 1 本の計 8 本の動画を制作すること（ただし受託者の提案により動画本数が増減することも可）。

① 熊本県立水俣高等学校半導体情報科の活動内容等について（3～5 分）

- ・アスカインデックス社クリーンルームでの実習の様子
- ・プログラミングワークショップの様子
- ・資格取得に向けた取組
- ・企業見学の様子（可能であれば）
- ・FAシステムの紹介
- ・学生への取材
- ・水俣市半導体関連人材育成事業の紹介（ロボコン教室、独自大会等）
- ・水俣市の補助制度の紹介（文字のみ）

② 半導体についての紹介（小学生向け）（30秒～1分）

③ 半導体についての紹介（中学生向け）（30秒～1分）

※これらの内容やテーマは予定であるため、本市（関係者含む）と受託者による協議の結果に基づき決定することとする。

（2）各動画は、スマートフォンでの視聴や、水俣市移住定住支援サイト、各種SNSや水俣市公式YouTubeチャンネルでの配信での活用及び各種イベントの際等に上映することを想定したものとすること。

なお、ターゲットは次の①～③を想定している。

- ①水俣市民を中心とする熊本県内の住民及び、鹿児島県北地域の住民
- ②小中学生及びその保護者
- ③水俣市のイベント参加者等

（3）音楽（BGM）や効果音、字幕（テロップ）、コンピュータグラフィック、イラスト、写真等を適宜挿入すること。

（4）視聴した人の印象に残り、本市の半導体人材育成拠点としての認知向上に資する内容であること。また、必要な場合はロゴ・キャッチコピーを企画、制作及び活用するとともに、数値的な情報を盛り込むなど、本市の魅力が凝縮されたものとすること。

（5）ストーリー性があり、かつ水俣高校が小中学生及び保護者の進路選択時の候補の1つとして挙がるよう、記憶に残るような内容のものとすること。

（6）認知度が高い（例：Youtubeの再生回数が多い等）他地域及び団体等の人材育成PR動画の傾向を分析したうえで、斬新な発想によるアイデアにより他地域及び団体等との差別化を図る内容とすること。

（7）動画内で今後変更余地のある個所（人物画像、イベント名、本市補助制度の紹介他）については、水俣市側で差替可能な要素で構成すること。

5 業務の実施計画

契約締結後、受託者は速やかに業務実施計画（実施内容、スケジュール等）を作成し、本市の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、本市と十分協議したうえで行うこと。

6 納品

本業務完了後、速やかに下記の成果物を提出すること。

○ 委託業務完了届

- 実施報告書（業務の実施期間、実施内容、その他市の指示するものを記載）
- 動画データ（形式は「MP4」を基本とすること。）
- 動画データを格納した外部記録媒体（形式等はDVD-R、USBメモリなどで可）

7 検収

- 受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。
- 本市は納入日から10営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

8 その他業務遂行の留意点

（1）会議等の開催・記録

本業務の履行期間内は、進捗や課題の確認のため、月1回以上の会議を行うこと。会議はWEB会議システムの利用も可とする。
会議等の業務実施に関わる協議等を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、会議等終了後10営業日以内に提出すること。
また、期間中の進捗報告を適宜行うこと。

（2）再委託

受託事業者は、デザイン、撮影、編集、公開等、各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得て、再委託先の行った作業の結果について、受託者が全責任を負う場合は、この限りでない。

（3）守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

（4）権利の帰属

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ①本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。
- ②業務の成果物等に、受託業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等）が含まれていた場合、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ③受託者は、本市に対し、著作権および人格権を行使しないものとする。

(5) その他の留意及び協議事項

- ①本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当企業や水俣高校等の取材対象者等の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ企業関係者や水俣高校の先生及び生徒の画像の掲載許諾についても受託者により行うものとする。
- ②本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。なお、本仕様書に疑義の生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、本市と協議の上、取り決めるものとする。

以上